

## 目 次

- 6.5. 法に規定された生物多様性関連用語の確認と語の意味の  
不明確さの解消可能性についての検討
- 6.6. 「和歌山県タイワンザル根絶事業」を中心とした事例における「生物多様性」と  
生物多様性の構成要素の語の具体的使用についての確認と検討
- 6.7. 「法的概念としての生物多様性」についての検討結果と今後の課題

## 資料編

### 参考資料

参考資料 1.1. 「生物多様性という名の革命」に収録された研究者達の 「生物多様性」という用語に対する見解の要旨	1
参考資料 1.2. 出版物における「生物多様性」という用語についての見解	3
参考資料 2.1. 日本靈長類学会による「タイワンザル交雑群除去要望書」	7
参考資料 2.2. 日本生態学会による「和歌山県のタイワンザルへの対策に関する要望書」	8

### 表

表 1. 条約における生物多様性関連用語の抽出資料	9
表 2. 法律における生物多様性関連用語の抽出資料	14
表 3. 条例における生物多様性関連用語の抽出資料	17
表 4. 野生生物に言及した条例資料	19
表 5. 生物多様性国家戦略における生物多様性関連用語の抽出資料	21
表 6. 生物多様性地域戦略・計画資料	24

## 細 目 次

0. 緒言	1
1. 「生物多様性」という語の成立から生物多様性基本法成立までの概略	2
1.1. 如何にして「生物多様性」という語は生まれたか	2
1.2. 「生物多様性条約」の成立と我が国の条約締結まで	2
1.3. 「生物の多様性」という語の法律への記載から「生物多様性基本法の成立」まで	3
1.4. 我が国における生物多様性に関する法律と条約	3
2. 議論を進めるために 一本論文において使用される概念的装置	4
2.1. 「要素の複合体」 —ベルタランフィの一般システム論に基づく用語の規定—	4
2.1.1. 総和的な要素の複合体と構成的な要素の複合体	—要素の複合体の特性による区分—
2.1.2. 総和的な要素の複合体とは	—特性が個々の要素の特性へと完全に分析できる要素の複合体—
2.1.3. 構成的な要素の複合体とは	—特性が複合体内部の要素間の関係に依存する要素の複合体—
2.2. 不明確な法概念の構造	5
2.2.1. 何故不明確になるのか	—法概念の曖昧さと多義性—
2.2.2. 「法概念の曖昧さ」とは	—法概念の意味の周縁の不確実性—
2.2.3. 「多義的な法概念」とは	—複数の使用規則を持つことで意味を確定できない法概念—
3. 生物多様性の諸次元の概要と内在している難点	8
3.1. 種概念の多義性	8
3.1.0. 種問題の概要	—「種とは何か?」という解決困難な問い—
3.1.1. 類型学的種概念	
3.1.1.1. 「類型学的種概念」とは	—本質の共有により特徴づけられる種概念—
3.1.1.2. 「類型学的種概念」の難点	—同じ種なのに似ていなかつたり異なる種なのに似ていたり—
3.1.1.3. 生物多様性基本法第2条が類型学的種概念に対して持つ意義	
3.1.2. 分類学的種概念	
3.1.2.1. 「分類学的種概念」とは	—命名法の規則に従う分類学者の種概念—
3.1.2.2. 「分類学的種」の難点	—種なのか亜種なのか変種なのか?—
3.1.3. 唯名論的種概念	
3.1.3.1. 「唯名論者の種概念」とは	—種を恣意的な精神の構築物とする種概念—

3.1.3.2. 唯名論者の種概念の難点	一種が実在するから同じように分類するのでは?—
3.1.3.3. 生物多様性基本法第2条が唯名論者の種概念に対して持つ意義	
3.1.4. 生物学的種概念	
3.1.4.1. 「生物学的種概念」とは	一種を最も包括的な遺伝子プールと考える種概念—
3.1.4.2. 生殖隔離機構	一種を他の集団から独立した集団とする特性—
3.1.4.3. 交配前隔離機構	—異種間交配が起きることを妨げる特性—
3.1.4.4. 交配後隔離機構	—異種間交配の子孫の生育や繁殖を妨げる機構—
3.1.4.5. 生物学的種概念の難点	—広く適用できるが適用できない場合もある—
3.1.5. 進化学的種概念	
3.1.5.1. 「進化学的種概念」とは	—生物学的種概念の難点の克服を目指した種概念—
3.1.5.2. 進化学的種概念の難点	—生物学的種概念の拡張により生じる恣意性—
3.1.6. 種の認知概念	
3.1.6.1. 「種の認知概念」とは	—種を相互に交配相手と認める生物個体からなる集団とする種概念—
3.1.6.2. 「生物学的種概念」と「種の認知概念」の違い	—交配するが子孫を残さない生物をどのように扱うか—
3.1.6.3. 「種の認知概念」の難点	—慣習的に種とされるものより広い集団を種と認めることになる—
3.1.7. 系統学的種概念	
3.1.7.1. 生物系統群の二つの型	—単系統群と側系統群—
3.1.7.2. 伝統的な分類と分岐論の分類群についての見解	—側系統群は高次分類群としての資格を持つか?—
3.1.7.3. 分析手段の進歩と系統学的種概念の提唱	—側系統群は種としての資格を持つか?—
3.1.8. 種の多元的認識	
3.1.8.1. 「種の多元的認識」とは	—複数の尺度を総合的に考慮する種概念—
3.1.8.2. 「種の多元的認識」と他の種概念の相違点	—任意で尺度の選択をすることにより生じる特徴—
3.1.9. 種概念の多義性と法的な論点	
3.1.9.1. 要素の複合体としての性質による種概念の区分	
3.1.9.2. 要素の複合体の区分と法的保護・利益の対象	—種概念の違いにより生じる権利性の違い—
<b>3.2. 生態系概念の多義性</b>	<b>19</b>
3.2.1. 生態系とは何か	—生物及び生物を取り巻く非生物的環境を構成要素とする物質・エネルギー循環系—
3.2.2. 生態系概念の成立と受容	—「生態系」の語はどのように生まれ広まったか—
3.2.3. 生態系概念の多義性	—「生物群集と周囲の環境」と「物質・エネルギー循環系」—
3.2.4. 生態系概念の多義性と法的保護・利益の対象	—具体的権利性を持つ場合と抽象的権利性を持つに留まる場合—

3.3. 生物多様性概念の多義性	22
3.3.1. 「生物多様性とは何か」という問題についての概要	—「生物多様性とは何か」という問い合わせの3種類の回答—
3.3.2. 生物学的な実体とそれらがなす階層についての見解	—生物多様性はどのような要素からなるか—
3.3.3. 実体的対象以外に考慮されるべきものについての見解	—生物多様性を考える際の視点—
3.3.4. 生物多様性という用語についての生物学外の事柄についての見解	—「生物多様性」という語が持つ非生物学的主張と社会的な機能—
3.3.5. 生物多様性概念の多義性と法規的解釈	—法的用語としての「生物多様性」の意味を定められる可能性—
4. 法的に規定された「生物多様性」と生物多様性の構成要素	25
4.0. 法的な文脈における「生物多様性」の意味の確定可能性について	25
4.1. 条約における生物多様性関連用語の定義規定	25
4.1.1. 「生物の多様性に関する条約」における用語の定義の確認と検討	
4.1.1.1. 「生物の多様性に関する条約」における用語の定義	
4.1.1.2. 生物多様性に関する条約の前文が示す認識の検討	
4.1.2. 「生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」	(カルタヘナ議定書)における用語の定義
4.1.3. 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」	(名古屋議定書)における用語の定義
4.1.4. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」	(ワシントン条約)における用語の定義
4.1.5. 条約の規定による「生物多様性」の意味の不明確さの解消について	—条約の規定は「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—
4.2. 法律における生物多様性関連用語の定義規定	30
4.2.1. 「生物多様性基本法」における用語の定義	
4.2.2. 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」における用語の定義	
4.2.3. 「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による	生物種の多様性の確保に関する法律」
	(カルタヘナ法)における用語の定義
4.2.3.1. 「生物多様性」を定義する規定	
4.2.3.2. 「生物」を定義する規定	
4.2.4. 法律の規定による「生物多様性」の意味の不明確さの解消について	—法律の規定は「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—
4.3. 条例における生物多様性関連用語の定義規定	33
4.3.0. 生物多様性関連用語の定義規定を持つ条例について	
4.3.1. 名称に「生物多様性」の語を含む条例—北海道・北広島町・東近江市の条例—	
4.3.1.1. 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」における「生物多様性」の定義規定	
4.3.1.2. 「北広島町生物多様性の保全に関する条例」における「生物多様性」の定義規定	
4.3.1.3. 「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」における定義規定	
4.3.2. 「生態系」を定義する規定を持つ条例 一北広島町・明石市の条例—	
4.3.2.1. 「北広島町生物多様性の保全に関する条例」における「生態系」の定義規定	
4.3.2.2.1. 「あかしの生態系を守る条例」における「在来生態系」の定義規定	
4.3.2.2.2. 明石市が守る生態系の法の客体としての性質	—抽象的権利の対象から法的な保護の対象となった生態系—

4.3.3. 生物多様性の構成要素としての「野生生物」	—条例レベル特有の論点—
4.3.3.1.1. 「野生生物とは何か」についての一般的な論点	—「野生」の3つの解釈—
4.3.3.1.2. 二次野生	—野生生物の境界事例—
4.3.3.2. 「野生生物」に言及した条例の規定	
4.3.3.2.1. 「野田市野生動植物の保護に関する条例」における野生生物	
4.3.3.2.1.1. 野田市のコウノトリについての法的側面からの見解	
4.3.3.2.1.2. 野田市のコウノトリについての法的側面以外の見解	
4.3.3.2.1.3. 野田市におけるコウノトリの生息記録及び飛来記録	
4.3.3.2.1.4. 野生生物としてのコウノトリ	
4.3.3.2.1.5. 野生生物の意味の周縁に属する対象の法的権利性	
	—野田市におけるコウノトリの場合—
4.3.3.2.2. 「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」における野生生物	
4.3.3.2.2.1. 東近江市における野生生物についての見解	
4.3.3.2.2.2. 野生生物の意味の核心に属する対象の法的権利性	
4.3.4. 野生生物概念の不明確さ	—野生生物概念の曖昧さ—
4.3.5. 条例の規定による「生物多様性」の意味の不明確さの解消について	
	—条例の規定は「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—

#### 4.4. 生物多様性国家戦略における生物多様性関連用語の定義規定 · · · · · 45

4.4.0. 生物多様性国家戦略について	
4.4.1. 「生物多様性国家戦略」における生物多様性関連用語の定義規定	
4.4.1.1. 「生物多様性国家戦略」における「生物多様性」の定義規定	
4.4.1.2. 「生物多様性国家戦略」における生物多様性の構成要素についての説明規定	
4.4.2. 生物多様性国家戦略特有の説明規定	
4.4.3. 生物多様性国家戦略の規定による「生物多様性」の	
	意味の不明確さの解消について
	—生物多様性国家戦略の規定は「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—

#### 4.5. 国以外の公的機関による生物多様性戦略及び計画における

##### 「生物多様性」と生物多様性の構成要素

· · · · ·	· · · · · 48
-----------	--------------

##### 4.5.0. 検討の対象となった生物多様性戦略あるいは計画

###### 4.5.1.0. 国以外の公的機関による生物多様性戦略及び計画における

###### 「生物多様性」について

###### 4.5.1.1. 生物多様性しば県戦略における生物多様性

###### 4.5.1.2. 生物多様性しが戦略における生物多様性

###### 4.5.1.3. 生物多様性いちはら戦略における生物多様性

###### 4.5.2. 「生きもののにぎわい」と「生命(いのち)のにぎわい」について

###### 4.5.2.1. 「生き物のにぎわい」とは 一日常語の世界における生物多様性—

###### 4.5.2.2. 「生命(いのち)のにぎわい」とは

###### 4.5.3. 国以外の公的機関による生物多様性戦略及び計画における

###### 生物多様性の構成要素について

###### 4.5.3.1. 北海道生物多様性保全計画における種

###### 4.5.3.2. 埼玉県の生物多様性保全県戦略における種

###### 4.5.3.3. 富山県生物多様性保全推進プランにおける種

###### 4.5.3.4. 生物多様性ひょうご戦略における種

###### 4.5.3.5. 生物多様性くまもと戦略における種

###### 4.5.3.6. 生物多様性ひめじ戦略における種

###### 4.5.4. 国以外の機関による生物多様性戦略及び計画の規定は「生物多様性」の

###### 意味の不明確さを解消するか

###### —国家戦略に準じた規定と特徴的な用語の曖昧な使用は

###### 「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—

###### 4.5.5. 生物多様性地域戦略及び計画の規定は生物多様性の構成要素の

###### 意味の不明確さを解消するか

## —「種とは何か」についての3つの異なる立場—

5.5.6.2.1. 総和的な要素の複合体としての「ニホンザルの消失」 —特定の立場を離れてニホンザルが消失すると考えることはできない—	
5.5.6.2.2. 日本産と中国産のトキの遺伝的差異の量とタイワンザルが ニホンザル集団に与える影響の量との比較 —交雑によりニホンザルが消失するとするにはどう考えるのか—	
5.5.6.2.3. 佐渡島へのトキの導入の解釈とタイワンザルによるニホンザルへの影響の評価 —和歌山県でのタイワンザルとの交雫事例がニホンザル集団を消失させるとは言い難い—	
5.5.6.3. 「タイワンザルがニホンザルを消失させる」とするにはどのように考えるか。	
5.5.6.3.1. 種を総和的な要素の複合体として捉えることによるニホンザルの消失	
5.5.6.3.2. 「汚染」を倫理・道徳的に捉えることによるニホンザルの消失	
5.5.6.3.3. 「タイワンザルがニホンザルを消失させる」とは —総和的な要素の複合体としてのニホンザルの消失—	
<b>5.6. 「ニホンザル」を主観的な対象とした場合に専門家達が行った主張に生じる問題</b>	
5.6.1. どの主張が消失する「ニホンザル」を主観的対象と考えるときに 問題を含むことになるか —野生化ヤギとマングースの事例をタイワンザル駆除の先例とする主張は問題を含む—	75
5.6.2. 何故、野生化ヤギとマングースの事例をタイワンザル駆除の 先例とできないのか —2つの先例とされたものとタイワンザルの事例は法的な権利性が異なる—	
5.6.2.1. 小笠原における野生化ヤギと移入マングースの駆除事例 —法的に認められた具体的権利につながる対象を守る事例—	
5.6.2.2. 和歌山県におけるタイワンザル駆除事例 —法的な権利性が議論される抽象的権利につながる対象を守る事例—	
5.6.2.3. 2つの先例を和歌山県のタイワンザル駆除事例の根拠とすることの問題点 —強い権利性を持つ先例を根拠に行なう弱い権利性を持つ事例の正当化—	
<b>5.7. 和歌山県タイワンザル根絶事業における生物多様性関連用語の 多義性に起因すると推測される問題</b>	
—用語の多義性に基づく概念上の混乱により、公正を欠く法的価値判断が行われた—	
6. 結論	78
6.1. 法的な領域に関わる生物多様性の問題の概要	80
6.2. 「種」概念の多義性についての確認と検討	82
6.3. 「生態系」概念の多義性についての確認と検討	82
6.4. 「生物多様性」概念の多義性についての確認と検討	83
<b>6.5. 法に規定された生物多様性関連用語の確認と語の意味の 不明確さの解消可能性についての検討</b>	
6.5.1. 条約における生物多様性関連用語の確認と検討	84

6.5.2. 法律における生物多様性関連用語の確認と検討	
6.5.3. 条例における生物多様性関連用語の確認と検討	
6.5.4. 生物多様性国家戦略における生物多様性関連用語の確認と検討	
6.5.5. 国以外の公的機関における生物多様性戦略あるいは計画における	生物多様性関連用語の確認と検討
6.5.6. 法に規定された「生物多様性」及び生物多様性の構成要素についての検討結果	
<b>6.6. 「和歌山県タイワンザル根絶事業」を中心とした事例における「生物多様性」と 生物多様性の構成要素の語の具体的使用についての確認と検討</b>	
· · · · ·	88
6.6.1. 「ニホンザルが失われる」という主張の意味の確認と検討	
6.6.2. 生物多様性の構成要素を主観的対象と解釈した場合に生じる問題	
6.6.3. 具体的事例における生物多様性関連用語の使用についての検討結果	
<b>6.7. 「法的概念としての生物多様性」についての検討結果と今後の課題</b>	90
6.7.1. 「法的概念としての生物多様性」についての検討結果	
—「生物多様性」には法的概念としては好ましくない不明確さが存在する—	
6.7.2. 法的概念としての「生物多様性」に関する今後の課題	
—「生物多様性」の多義性にどのように向き合うべきか—	
6.7.2.1. 生物多様性の意味内容を使用される文脈により限定する方法	
—自由権に関する精神的自由と経済的自由の区別や	
—刑法典における暴行の解釈に準ずる方法—	
6.7.2.2. 法的概念としての生物多様性の意味内容を予め限定する方法	
—一定義規定等により予め「生物多様性」の解釈を示す方法—	

# 資料編

## 参考資料

参考資料 1.1. 「生物多様性という名の革命」に収録された研究者達の 「生物多様性」という用語に対する見解の要旨	1
参考資料 1.2. 出版物における「生物多様性」という用語についての見解	3
参考資料 2.1. 日本靈長類学会による「タイワンザル交雑群除去要望書」	7
参考資料 2.2. 日本生態学会による「和歌山県のタイワンザルへの対策に関する要望書」	8

## 表

表 1. 条約における生物多様性関連用語の抽出資料	9
表 2. 法律における生物多様性関連用語の抽出資料	14
表 3. 条例における生物多様性関連用語の抽出資料	17
表 4. 野生生物に言及した条例資料	19
表 4.1. 府県の条例	19
表 4.2. 市町村の条例	20
表 5. 生物多様性国家戦略における生物多様性関連用語の抽出資料	21
表 6. 生物多様性地域戦略・計画資料	24
表 6.1. 都道県の戦略・計画	24
表 6.2. 市の戦略・計画	25
表 6.3. 区の戦略・計画	28
表 6.4. 町の戦略・計画	28
表 6.5. 村の戦略・計画	28
表 6.6. 複数の自治体(奄美大島)の連携による戦略	29
表 6.7. 自治体以外の機関の戦略	29